

一般社団法人ジェイス 定款

令和3年4月 1日作成

令和3年4月21日認証

令和3年5月 7日設立

令和3年5月23日改訂

令和7年5月21日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ジェイスと称し、英文では **Japan Action for Children's Environments and Prevention of Maltreatment** と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、一人一人の子どもの健康と発達を確実に保障するため、時代の要請に対応した課題を取り上げ、実践に基盤を置く研究を含む具体的なアクションによって、子どもの養育環境の改善ならびにマルトリートメントの予防に取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修事業
- (2) 調査研究事業
- (3) 出版事業
- (4) 普及啓発事業
- (5) 相談・コンサルテーション事業
- (6) 社会環境の改善に資する事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法などにより行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 会議は、出席者がその発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある電子的方法のもで行うことができる。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の招集を請求することができる。請求書は書面または電子的方法により、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示したものとする。

3 社員総会を招集するには、代表理事は社員総会の日々の2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面または電子的方法をもって通知する。社員総会に出席しない社員は、書面または電子的方法によって出席とみなし、議決権を行使することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、出席者がその発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある電子的方法のもとで行うことができる。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 32 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 34 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第36条 当法人は、第44条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金返還の手続)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第38条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第7章 会員

(会員制度)

第39条 当法人は、事業の円滑な運営および目的達成のために、会員制度を設けることができる。

2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員ではない。

(会員の種類)

第40条 当法人の会員は、次の種類とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同し入会した個人または団体
- (2) 賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第41条 会員は、次の各号のすべてを満たす個人または団体とする。

- (1) 当法人の目的に賛同すること。
- (2) 反社会的勢力に該当しないこと、またはこれと関係を有しないこと。
- (3) その他、理事会が適当と認めた者

2 会員として入会しようとする者は、既存の会員 1 名以上の推薦を受け、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 入会に関する詳細な事項は、別に定める規則による。

(会費)

第 42 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費に関する詳細な事項は、別に定める規則による。

(会員の権利及び義務)

第 43 条 正会員および賛助会員は、議決権を有しない。

2 会員は、当法人の目的に沿った活動を行い、定款その他の規則を遵守しなければならない。

3 会員の権利及び義務に関する詳細な事項は、別に定める規則による。

(退会)

第 44 条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会に関する詳細な事項は、別に定める規則による。

(除名)

第 45 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他、会員としてふさわしくない行為があったとき。

2 除名に関する詳細な事項は、別に定める規則による。

(会員名簿)

第 46 条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を備え、適正に管理する。

2 会員名簿の管理に関する詳細な事項は、別に定める規則による。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 47 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、5 年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 50 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 54 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 55 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 武田信子 築地律 中村俊一 西川正 古野陽一 松田妙子 横須賀聡子

設立時代表理事 武田信子

設立時監事 根本真紀

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 56 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 青木明香

住所

設立時社員 迫きよみ

住所

設立時社員 武田信子

住所

設立時社員 築地律

住所

設立時社員 中川奈緒美

住所

設立時社員 中村俊一

住所

設立時社員 西川正

住所

設立時社員 二橋愛

住所

設立時社員 根本真紀

住所

設立時社員 古野陽一

住所

設立時社員 松田妙子

住所

設立時社員 横須賀聡子

住所

(法令の準拠)

第 57 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(細則)

第 58 条 この定款は、本法人の成立の日から施行する。